

8月受診分から子ども福祉医療費 給付金の支給方法が変わります

(※) 佐久市に住民登録のある満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが対象です

○ これまでと同様に、保険の対象となる医療費のうち、月500円を超える法定の自己負担額が給付金の支給対象額です。

【変更】医療機関(病院・薬局等)それぞれの窓口では、給付金の支給があったものとして計算しますので、月500円までお支払いください(裏面「受給者負担金について」参照)。

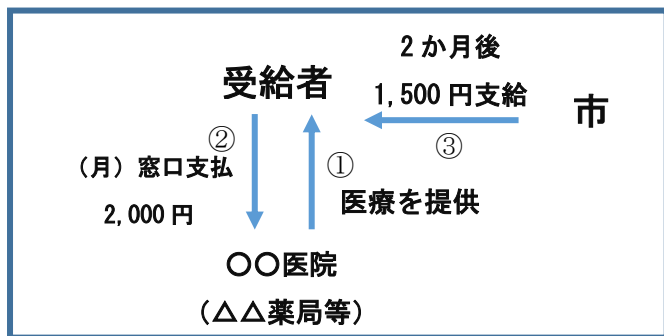
○ これまでと同様に、医療機関それぞれの窓口では、福祉医療費受給者証の提示を必ずお願いします。

新たな福祉医療費受給者証は7月に配付します。

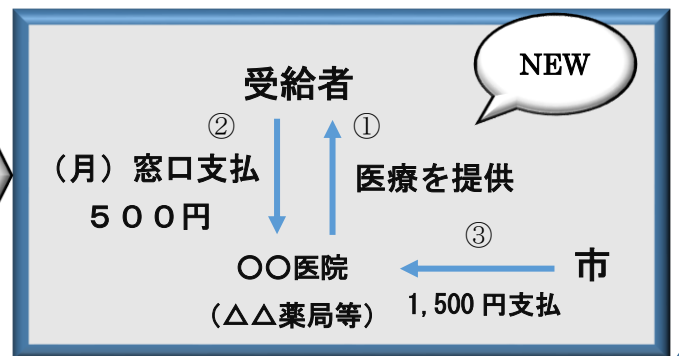
○ 県内市町村一斉の変更となりますが、佐久市では独自に「18歳年度末(高校卒業程度)までの入通院」を対象としています。

(例) 医療費(月)10,000円、未就学児(法定の自己負担2割⇒2,000円)の場合

「従来の給付方式」(現金給付：償還払い方式)



「新しい給付方式」(現物給付方式)



医療機関窓口での支払い金額の例

◆同じ医療機関に月4回通院した場合

受診回数 (受診日)	1回目 (8月1日)	2回目 (8月7日)	3回目 (8月22日)	4回目 (8月29日)	月合計
法定の自己負担額	200円	200円	500円	1,100円	2,000円

受診回数	1回目	2回目	3回目	4回目	月合計
現物給付後の支払い額(受給者負担金)	200円	200円	100円	0円	500円

500円まで

裏面も
あります

受給者負担金について(これまでと同様です)

- ・佐久市(長野県)では、1レセプト(診療報酬明細書)当たり月500円までを受給者の皆さまにご負担いただいております。
 - ・「子ども福祉医療費給付金」制度は、全ての市民(県民)によって支えられており、受給者負担金は、ともに支え合う一員として、制度を継続させるために受給者の皆さまにご負担いただくものです。
- ※レセプト(診療報酬明細書)は、月ごとに、病院・薬局ごと、また、種別(入院、通院、歯科、調剤(処方箋ごと)、訪問看護)ごと(総合病院もこの種別ごと)に作成されます。

現物給付方式の取扱いにならない場合

- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)の施術療養費は受給者証を提示していただきますが、従来と同じ償還払い方式です。
- 次の場合は、法定の自己負担額を医療機関(病院・薬局等)それぞれの窓口で支払った後、改めて領収書等により市へ給付金の支給申請が必要です(これまでと同様に受診月の2か月以降に登録の口座に振り込みます)。
 - ・県外の医療機関(病院・薬局等)を受診した場合
 - ・受給者証を医療機関(病院・薬局等)それぞれの窓口で提示しなかった場合
 - ・現物給付方式の取扱いができない県内の医療機関(病院・薬局等)を受診した場合
 - ・あんま・マッサージ指圧師、はり師・きゅう師の施術療養費の場合
- 給付金の支給申請は、受診等した月の翌月から1年以内です。

～ご注意ください～

①高額療養費について(これまでと同様です)

- ・入院などで医療費が高額になるときは、ご加入の健康保険から「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を取得し、医療機関(病院・薬局等)それぞれの窓口で提示してください。

②日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について(これまでと同様です)

- ・学校や保育所等での怪我や疾病などによる受診は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる場合がありますので、学校や保育所等にお問合せください(災害共済給付金の対象となる場合は、子ども福祉医療費給付金の対象外となります)。

③佐久市から転出した場合(これまでと同様です)

- ・佐久市から転出した場合は、速やかに受給者証を返還してください。

④国や県の公費負担医療の受療証をお持ちの方へ(これまでと同様です)

- ・国や県の公費負担医療は、子ども福祉医療費給付金より優先されますので、公費負担医療の受療証をお持ちの方は、保険者証、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受療証を、医療機関(病院・薬局等)それぞれの窓口で提示を必ずお願いします。

※①～③については、後日、子ども福祉医療費給付金の返還をお願いする場合があります。

#8000 子ども救急医療電話相談

- ・お子様が急病で心配なとき、専門の相談員からアドバイスを受けられます。救急医療を利用すべきか迷ったときは、ぜひ活用してください。毎日午後7時から午後11時まで相談に応じております。
- ☆受付☆ 電話 短縮ダイヤル #8000
アナログ回線・IP電話の場合は 0263-34-8000

お問合せ先

- 佐久市役所 国保医療課 医療給付係 電話 0267-62-2915(直通)
- 臼田支所 市民係 電話 0267-82-3111 ○浅科支所 市民係 電話 0267-58-2001
- 望月支所 市民係 電話 0267-53-3111